

人事行政の運営等の状況をお知らせします

西播磨水道企業団職員の給与や職員数、勤務条件など、人事行政の運営状況は次のとおりです。

Ⅰ 職員の任免及び職員数に関する状況

(Ⅰ) 級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
7 級	部長	3	14.3
6 級	課長	2	9.5
5 級	主幹、課長補佐	3	14.3
4 級	係長	4	19.0
3 級	主任	6	28.6
2 級	主事、技師	0	0.0
1 級	主事、技師	3	14.3
計		21	100.0

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 職員の給与の状況

(Ⅰ) 職員給与費の状況 決算（令和6年度）

総費用 A	純損益又は 実 質 収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費 比率 B/A
千円	千円	千円	%
1,013,723	142,503	153,400	15.1

職員数 A	給 与 費				1人当 り給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末手当 勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
35	128,591	12,665	51,926	193,182	5,519

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、会計年度任用職員を含みません。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 （令和7年4月1日現在）

区 分	行政職(一)	行政職(二)	団体平均 [※]
平均年齢(歳)	43.1	40.1	45.8
基本給(円)	343,101	296,472	337,221
平均月収額(円)	487,728	406,727	508,691

※ 「団体平均」とは、市町村（政令指定都市を除く。）の水道事業（簡易水道事業含む。）の平均値です。
(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額（令和6年度） 742千円	
<令和6年度支給割合>	
期末手当 2.5月分 (1.4月分)	勤勉手当 2.1月分 (1.0月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

<支給率>	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～45%加算) 有		

(注) 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		－ 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		－ 円
支給割合	支給対象職員	国の制度（支給割合）
2%	33 人	2%

(注) 令和6年度は、支給対象外です。

エ 時間外勤務手当

	支給実績（決算額）	職員1人当たり平均支給年額
令和6年度	2,306千円	85千円
令和5年度	2,612千円	104千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員を除く。）です。

オ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価
扶養手当	配偶者 3,000円/月
	子 1人につき11,500円/月
	父母等 1人につき 6,500円/月
	ただし、16歳～22歳は、5,000円加算
住居手当	借家 28,000円/月を限度
通勤手当	交通機関利用者 150,000円/月を限度
	自動車等利用者（2km以上） 2,000円～31,600円/月
管理職手当	部長 61,000円/月
	参事 52,000円/月
	課長 44,000円/月
	主幹 37,000円/月
	課長補佐等 32,000円/月

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(Ⅰ) 勤務時間の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	1週間	1日	開始時間	終了時間
勤務時間	38時間 45分	7時間 45分	8時30分	17時15分
休 憩		60分	12時00分	13時00分

(2) 年次休暇の状況（令和6年度）

年 次 休 暇	1 年間で20日以内
平均取得日数	10.9日

(3) 育児休業の取得状況（令和6年度）

男 性	女 性	計
0 人	0 人	0 人

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（令和6年度）

分限の種類	休職	降任・免職
人 数	0 人	0 人

(2) 懲戒処分の状況（令和6年度）

懲戒の種類	戒告・減給・停職・免職
人 数	0 人

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条で、サービスの根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されており、この根本基準の趣旨を具体的実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限など、サービス上の強い制約を課しています。

6 職員の研修及び勤務成績の状況

(1) 研修の概要（令和6年度）

区 分	派遣研修機関	受講人数
派遣研修	兵庫県自治研修所、 播磨自治研修協議会など	延75人

(2) 職員の勤務成績の状況

勤務評価は、職員の能力開発及び人材育成に資することを目的とし、全職員を対象に勤務成績の評価を行っており、その結果は、昇任、給料（昇格、昇給）、勤勉手当に反映しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況

職員の健康保持と疾病予防のため、定期的に職員の健康診断を行っています。

（令和6年度）

定期健康診断	受診者数	28 人
特別健康診断	受診者数	0 人

(2) 福利厚生の状況

職員の福利厚生事業は、地方公務員法第42条に基づいて、職員の福利厚生の増進を図る目的として西播磨水道企業団職員共済会を組織し、会員の会費及び企業団の補助金により給付事業、貸付事業及びレクリエーションの福利厚生事業を行っています。

（令和7年度）

予 算 額	4,513千円	(対前年度比 13.5%減)
企業団補助金	700千円	(対前年度比 2.8%減)
会 費	1,246千円	給料の1%
その他収入	2,567千円	前年度繰越金、手数料等
会 員 数	33人	令和7年4月1日現在